

成績評価報告・講評					
科目名(キャンパス・曜・時限)		アメリカ法(刑法・刑事訴訟法) (青山・相模原金曜限)			
担当者		平山 真理			
受講者総数		125		名	
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数		(24)		30 名 (24 %)	
X評価の者を除く成績評価比率					
AA	9 %	A	20 %	B	33 %
C	32 %	XX	6 %		
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由					
試験問題／レポートの課題					
別紙添付しております。					
出題の意図					
まず、問題Ⅰは英文和訳で、陪審制度や裁判員制度について専門用語がきちんと訳せているか、これらの制度について基本的な理解ができているかを問うた。また、問題Ⅱは用語説明で、アメリカの刑事手続を学ぶ上で重要な用語理解できているかを問うた。さらに、問題Ⅲについては穴埋めのかたちで、日米の刑事手続について問うた。どれだけ日ごろから関心を持ってニュースなどを見ているかを問うためにも、日米の司法制度についての時事問題も入れた。また最後に、問題Ⅳに関しては、講義で扱ったテーマのうちいくつかについて論述をしてもらうかたちをとった。					
講評					
講義では、アメリカの刑法・刑事手続についてわが国のそれと比較しながら考察を進めるかたちをとった。また、アメリカの刑事司法制度のみを学ぶのではなく、その裏にある社会的背景や文化などについても関心を持ってもらうことを目指した。講義では3回のレポートを講義内に提出してもらい、講義内容について受講者自身が理解と整理をする助けになったと思う。成績はシラバスにも明記したように、レポート30%、定期試験70%で評価した。この講義においては、レポートや試験でも問われたように、そのテーマについて自分自身はどう考えそれにはどのような反論や問題があり得るが、自分はそれについてどのように反駁を加えるのか、を常に意識しながら受講することが求められる。そのような姿勢は講義のより良い理解だけではなく、試験対策にもなると思われる。					

I. 下記の文章は、In Japan, many now hope to dodge jury duty; Officials try to allay concerns about the new system, in which citizens will sit on panels with judges., Los Angeles Times 6/27/2009 at Part A Pg. 31 からの抜粋である。全訳しなさい。(30 点)

...Japan's previous jury system was abolished during World War II and the new process, which will be used only for murder trials and other serious cases, is meant to make the justice system more accessible to the public.

But the move has brought several public protests. Many Japanese say the new system fails to treat everyone equally.

For example, they say, top politicians, legal professors, lawyers, prosecutors and judges are exempt from serving. Students, people 70 and older and those with serious illnesses or who care for the sick can also be excused.

The system, which resembles the formats in Germany and France, calls for six jurors to join three judges on each panel. Jurors can cross-examine witnesses; they deliberate in the same room with the judges, and their votes carry equal weight.

II. 下記の用語を説明しなさい。(4 点×5 問)

The Dual Court System

Plea Bargaining

Miranda Warning

Grand Jury Runaway

Militia

III 下記の () 内に適切な語句、数字を入れなさい。(1 点×10 問)

1. オバマ大統領は 2009 年 5 月、退任する連邦最高裁陪席判事の後任として (①) 氏を指名した。連邦最高裁判事は大統領の指名後、(②) の過半数の同意により決定される。彼女が最高裁判事として決定すれば、現職の (③) 氏に加え、連邦最高裁の長官と陪席判事の合計 (④) 人中女性は 2 人となる。

2. 米国の Grand Jury の日本版とも称される、わが国の (⑤) は (⑥) 人の国民で構成される。2009 年 5 月 21 日以降は (⑤) が出した (⑦) 度目の起訴議決に法的拘束力が持たせられることになり、その後の公訴維持は検察官ではなく (⑧) が行うことになる。

3. 米国の刑事裁判において犯罪行為を立証するためには、(⑨) の証明の程度が要求されるのに対し、民事裁判では通常 (⑩) で足りるとされている。

IV. 下記のうち一つを選んで 1200 字程度 (±20%の幅を認める) で論述しなさい。どの問いを選んだかを明記すること。(40 点)

1. 米国の刑事手続における arraignment とわが国の簡易公判手続を比較し、論じなさい。
2. 米国のメーガン法とわが国の「性犯罪前歴者所在確認制度」を比較したうえで、「日本にもメーガン法が必要だ」という意見にあなたはどのように答えるか、見解を述べなさい。
3. Grand Jury と Trial Jury のそれぞれの制度と役割を説明した上で、米国の刑事裁判における陪審制度の意義と問題点について論じなさい。